

発行定日 毎週火曜日及び金曜日

奈良県公報

目次

ページ

〈告示〉

○土地改良区の役員の就任届	一	○政治資金規正法に基づき届出のあった政治団体の名称等	四
○右同	二	○政治資金規正法に基づく政治団体の届出事項の異動	四
○土地改良事業の工事完了届	二	○政治資金規正法に基づき解散の届出のあった政治団体の名称等	五
○道路の位置指定	二		
○右同	三		
○右同	三		
○開発行為に関する工事の完了	三		

〈選挙管理委員会告示〉

告示

奈良県告示第百六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、広瀬土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成十六年六月十五日

奈良県知事 柿本善也

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事 小林 繁	北葛城郡広陵町広瀬一〇三〇
〃 播川 治	〃 〃 四七四
〃 阪本 勝	〃 〃 一〇三九一

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事 小林 繁	北葛城郡広陵町広瀬一〇三〇	九
〃 松川 忠雄	〃 〃 〃	一二
〃 杉本 文男	〃 〃 〃	九八
〃 杉本 典夫	〃 〃 〃	一〇〇一
〃 西口 佳輝	〃 〃 〃	四七四
〃 播川 治	〃 〃 〃	四七一
〃 森岡 常又	〃 〃 〃	四六六一
〃 森岡 武博	〃 〃 〃	一三九
〃 竹村 安郎	〃 〃 〃	七六一
〃 辻中 清	〃 〃 〃	七五〇一
〃 竹村 芳文	〃 〃 〃	七二一
〃 竹村 正昭	〃 〃 〃	二四六
〃 寺西 光次	〃 〃 〃	二七五一一
〃 中川 勝男	〃 〃 〃	
〃 小林 誠市郎	〃 〃 〃	五一一
〃 竹村 勝己	〃 〃 〃	四六三
〃 辻中 清	〃 〃 〃	七六一
〃 竹村 正昭	〃 〃 〃	七二一
〃 山本 光男	〃 〃 〃	二八三
〃 岡本 誠介	〃 〃 〃	一七
〃 森岡 常又	〃 〃 〃	四七一
〃 山本 育男	〃 〃 〃	三一二
〃 小川 重一	〃 〃 〃	二八四
〃 森岡 武博	〃 〃 〃	四六六一
〃 中山 滋	〃 〃 〃	二四三
〃 竹村 昌弘	〃 〃 〃	七三四
〃 杉本 雅照	〃 〃 〃	二四一二
〃 村井 武	〃 〃 〃	二二六
〃 竹村 實	〃 〃 〃	七四二

〃 中村 安隆 二八六
 〃 吉川 晶裕 三〇四
 〃 竹村 克司 七六〇
 〃 山本 光男 二八三

奈良県告示第百六十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、箸尾大野土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成十六年六月十五日

奈良県知事 柿本善也

一 退任役員の名、氏名及び住所

理事 植村 源一 北葛城郡広陵町大野六一一
 〃 青木 浩司 六〇二
 〃 植村 巳代治 五九七
 〃 寺田 英生 三六九一三
 〃 植村 和由 六二九
 〃 植村 功 六二一
 〃 植村 卓司 八五一
 〃 植村 宗一 五八〇
 〃 平岡 忠清 五七一―三
 〃 平岡 清 五〇五―二
 〃 植村 敬男 六〇九
 〃 青木 将男 六〇八
 〃 就任役員の名、氏名及び住所
 理事 平岡 照之 北葛城郡広陵町大野五九五
 〃 植村 一夫 四三〇
 〃 青木 浩司 六〇二
 〃 植村 巳代治 五九七
 〃 寺田 英生 三六九一三

〃 植村 和由 六二九
 〃 青木 将男 六〇八
 〃 植村 功 六二一
 〃 植村 卓司 八五一
 〃 植村 宗一 五八〇
 〃 平岡 清 五〇五―二
 〃 植村 敬男 六〇九
 〃 平岡 忠清 五七一―三

奈良県告示第百七十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次のとおり大和平野土地改良区営土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成十六年六月十五日

奈良県知事 柿本善也

届出者	事業名	事業認可年月日	地区名	事業年度	完了年月日
大和平野土地改良区	基盤整備促進事業	平成十四年五月十六日	大和平野Ⅲ地区	平成九年度から平成十五年度まで	平成十六年三月三十一日
西川 美保					

奈良県告示第百七十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県郡山土木事務所長から報告があった。

平成十六年六月十五日

奈良県知事 柿本善也

- 一 指定の場所（平成十六年五月二十一日現在の地番による。）
 大和郡山市小泉町字桐ノ内二三四番地ノ一三の一部
- 二 申請者氏名 有限会社ビルドプラン 取締役 福嶋一

- 三 申請者住所 生駒郡斑鳩町法隆寺南二丁目一番三十一〇一号
- 四 道路の幅員 五・〇〇メートル
- 五 道路の延長 一七・二七メートル
- 六 指定年月日 平成十六年六月二日
- 七 指定番号 郡土第一六〇六号

奈良県告示第七十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県桜井土木事務所長から報告があった。

平成十六年六月十五日

奈良県知事 柿本善也

- 一 指定の場所（平成十六年六月一日現在の地番による。）
桜井市大字戒重五三九番地ノ一の一部
- 二 申請者氏名 株式会社栄光ホーム 代表取締役 中原久夫
- 三 申請者住所 桜井市大字谷三七番地の一〇
- 四 道路の幅員 五・二〇メートル
- 五 道路の延長 二〇・六二メートル
- 六 指定年月日 平成十六年六月三日
- 七 指定番号 桜土第一六〇二号

公 告

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。

平成十六年六月十五日

奈良県知事 柿本善也

- 一 許可番号
平成十六年二月二日第七二一一二九号
- 二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年六月八日第六〇三六号
公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年六月八日第三八五五号
三 開発区域に含まれる地域
生駒市中菜畑二丁目一〇七三番地ノ三、一〇七三番地ノ四、一〇七三番地ノ五、一〇七三番地ノ六、一〇七四番地、一〇七五番地ノ一、一〇七五番地ノ二、一〇七五番地ノ三、一〇七六番地ノ一、一〇七六番地ノ二、一〇七七番地ノ一、一〇七七番地ノ二、一〇七八番地、一〇七九番地ノ一、一〇八〇番地ノ一及び一〇八〇番地ノ三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
和歌山県和歌山市中島一八五番地ノ三

株式会社オークワ 代表取締役 大桑啓嗣

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 生駒市中菜畑二丁目一〇七三番地ノ四、一〇七三番地ノ五、一〇七三番地ノ六、一〇七五番地ノ三、一〇七六番地ノ二、一〇七七番地ノ二及び一〇八〇番地ノ三

一 許可番号

平成十六年四月六日第七二一一五九号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年六月七日第六〇三五号
公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年六月七日第三八五四号

三 開発区域に含まれる地域

北葛城郡新庄町大字林堂三二九番地の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北葛城郡新庄町大字柿本一六六番地

新庄町長 吉川義彦

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 北葛城郡新庄町大字林堂三二九番地の一部
公園 北葛城郡新庄町大字林堂三二九番地の一部

一 許可番号

平成十六年四月十三日第七二一一二八号

- 二 検査済証番号
 開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年六月七日第六〇三四号
 公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年六月七日第三八五三号
 三 開発区域に含まれる地域
 大和高田市大字大谷一五六番地ノ一の一部
 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 大和高田市大谷三二〇番地ノ一八
 地商住宅 代表者 和田佳弘
 五 公共施設の種類、位置及び区域
 道路 大和高田市大字大谷一五六番地ノ一の一部
 下水道 大和高田市大字大谷一五六番地ノ一の一部

選挙管理委員会告示

奈良県選挙管理委員会告示第二十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による設立の届出のあった政治団体の名称等を、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十六年六月十五日

奈良県選挙管理委員会

委員長 田中義雄

（その他の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
丸山つとむ後援会	左川義史	田中和代	御所市小林二五八一五	平成十六年五月七日
北里敏明奈良県後	安曾田豊	高羽一夫	奈良市中山町一六	平成十六年五月

援会	こまつ久展後援会	藤井彰後援会（彰友会）	大和郡山市服部みなお後援会	○一三	七日
	浦野治	吉川健雄	荒井藤平		
	小松和生	水野富士夫	米山三男		
	御所市東松本三六五二七	桜井市初瀬一六二四一四	大和郡山市北郡山町一五五一七		平成十六年五月十八日
					平成十六年五月三十一日

奈良県選挙管理委員会告示第二十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、政治団体から同法第六条第一項の規定により届け出た事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十六年六月十五日

奈良県選挙管理委員会

委員長 田中義雄

（政党の支部）

政治団体の名称	異動事項	異動後	異動前	届出年月日
自由民主党吉野町支部	会計責任者	上瀧義平	松阪三郎	平成十六年五月三十一日

（その他の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	異動後	異動前	届出年月日

森元恒雄奈良県後援会		主たる事務所の所在地		奈良市中山町一六〇一―三	奈良市高畑山の 上町一―六九	平成十六年五月七日
代表者		代表者		安曾田豊	山田幸男	
会計責任者		会計責任者		高羽一夫	南浦純一郎	
代表者		代表者		川嶋一隆	魚谷都志男	平成十六年五月十日
会計責任者		会計責任者		西川裕信	寺田典弘	平成十六年五月十七日
ふじの良次後援会		代表者		川嶋一隆	魚谷都志男	平成十六年五月十日
田原本町奥野しんすけ会		会計責任者		西川裕信	寺田典弘	平成十六年五月十七日

奈良県選挙管理委員会告示第二十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成十六年六月十五日

奈良県選挙管理委員会

委員長 田 中 義 雄

（その他の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
小松久展後援会	浦野治	平成十六年五月九日
田原本奥野会	森晃一	平成十六年五月十日
藤井彰後援会（彰友会）	吉川健男	平成十六年五月二十一日

【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円（共に送料、消費税別）

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二―三二一―一〇二代

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九―一八
電話 〇七四二―三五―七三二代

本誌は再生紙を使用しています。